

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年1月30日
【計算期間】	第18特定期間（自平成20年5月1日 至平成20年10月31日）
【ファンド名】	三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	荻久保 育子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

信託金の限度額は、1兆円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型		内外	不動産投信	MRF
	その他資産 ( )		ETF	
		資産複合		

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	プル・ベア型
債券 一般	(隔月)	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
公債 社債 その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ			その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
クレジット 属性 (高格付債)	日々 その他 ( )	中近東 (中東) エマージング				その他 ( )
不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

## 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### < ファンドの特色 >

1 短期公社債を中心に投資し、日々の元本の安定性に配慮しながら運用を行います。

内外の短期公社債を中心に投資するほか、コール・ローン等の短期商品も組み入れて運用を行い、安定した収益の確保をめざします。  
投資する有価証券または金融商品は、残存期間が1年を超えないものとします。また、信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品の平均残存期間は90日を超えないものとします。

2 取得の申込み、換金は、いつでもできます。

なお、受益権の取得日は、取得の申込みと申込金の払込みの時期によって異なります。(詳しくは「申込(販売)手続等 申込価額」をご参照ください。)

3 毎日決算を行い運用の実績に応じて分配します。

毎日決算を行い、運用収益(基準価額が元本を上回る金額)の全額を分配します。

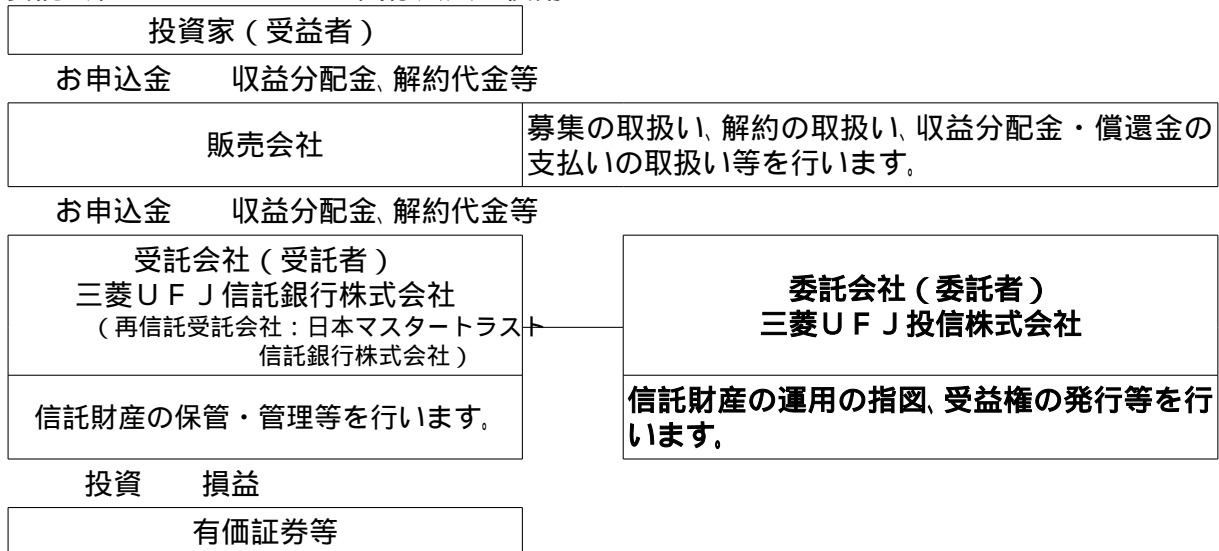
4 収益分配金は、毎月まとめて再投資されます。

収益分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、再投資されます。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの仕組み】

## 委託会社およびファンドの関係法人の役割



## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況

## ・資本金

2,000百万円（平成20年11月末現在）

## ・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

## ・大株主の状況（平成20年11月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。  
内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。  
私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。  
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2)【投資対象】

投資することができる有価証券は、下記 に定める有価証券とします（ に定める有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の指定格付機関から第三位（A格相当）以上の長期格付または第二位（A-2格相当）以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。）。  
外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。  
投資することができる金融商品は、下記 に定める金融商品とします（指定金銭信託を除き、 に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。）。

#### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）への投資は行いません。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社債券を除きます。）
- 5．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から6．の証券または証書の性質を有するもの
- 8．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 9．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 11．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 12．外国の者に対する権利で11．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．から5．までの証券ならびに7．の証券または証書のうち1．から5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形



5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

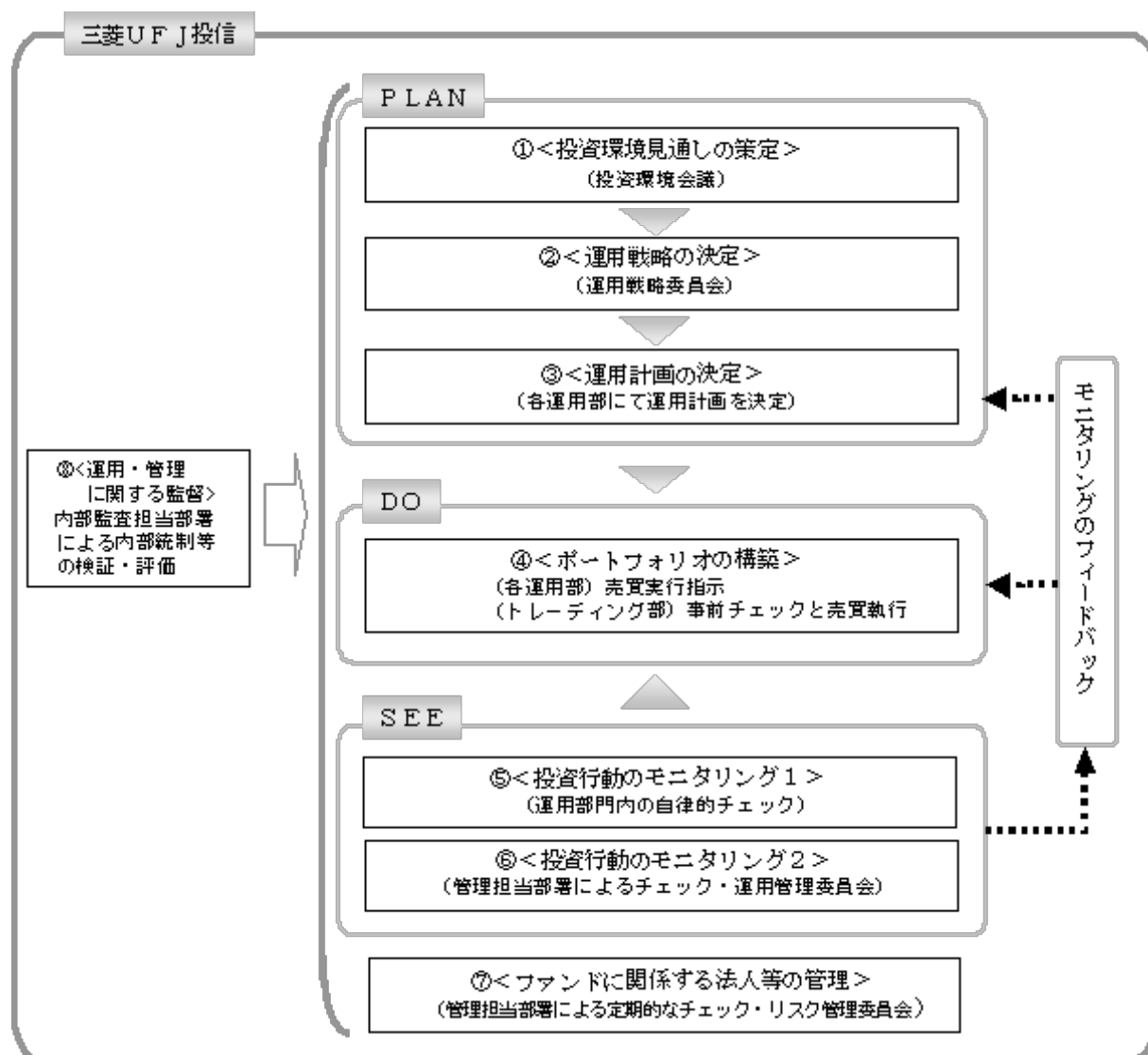
6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

### (3) 【運用体制】



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

## 投資行動のモニタリング 2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年1月31日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

## （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

日々の収益（元本超過額）の全額を分配します。

収益（元本超過額）とは、下記の１．に掲げる収益等の合計額から下記の２．に掲げる経費等の合計額を控除して計算した金額をいいます。ただし、決算時において損失（下記の１．の合計額が下記の２．の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰り越すものとします。

- １．毎計算期間における利子、貸付有価証券に係る品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
- ２．毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額、その他費用、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）

## （５）【投資制限】

### < 信託約款に定められた投資制限 >

わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。

指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。

信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入れ額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

の規定に係る公社債の借入れの取引期間については、1年を超えないものとします。

有価証券を取得する際における約定日から当該取得に係る受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。

適格有価証券のうち2社以上の指定格付機関から第二位（AA格相当）以上の長期格付または最上位（A-1格相当）の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられているもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人を相手方とするコール・ローン、預金等を含みます。下記 および において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。

適格有価証券のうち第一種適格有価証券以外のもの(以下「第二種適格有価証券」といいます。)および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。

上記 および の組入制限には、 の規定による借入れ債券を含むものとします。

適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記 および の規定を適用しません。同一法人が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記 および の規定を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。

上記 、 および に規定する組入比率に係る制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。

#### 外貨建資産

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

#### 投資信託証券

投資信託証券への投資は行いません。

#### 信用取引

信用取引の指図は行いません。

#### 外国為替予約取引

委託会社は、円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却するものとします。

#### 公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸し付けることの指図をすることができます。ただし、当該貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. ただし書に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超

える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
  - d. 取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品に係る（2）投資対象の規定を準用します。
- 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

### 3【投資リスク】

#### （1）投資リスク

当ファンドは、前述の通り、厳格な投資制限を設けて運用を行うことで組入債券の価格変動リスク等には細心の注意を払いますが、それによってリスクが完全に解消されるものではありません。

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

#### 市場リスク

##### （価格変動リスク）

当ファンドは、公社債を主要投資対象としており、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。

#### （2）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

#### 市場リスク

##### （価格変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

### (2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年1%以内の率で次に掲げる率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

各週の最初の営業日(委託会社の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期に係る信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に0.06を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年0.2%以下の場合には、年0.2%以内の率とし、かつ、当該年換算収益分配率が年1%未満の場合には、当該年換算収益分配率に0.2を乗じて得た率以内の率とします。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社 <sup>( )</sup>	受託会社
信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率	信託報酬率に0.7を乗じた率	信託報酬率に0.0835を乗じた率(ただし、上限は年0.0167%)

( )販売会社の配分には、消費税等相当額が含まれます。なお、消費税率に応じて変更となる場合があります。

信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産から支払われます。

### (4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。

- ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
- ・有価証券の保管に要する費用

(\*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### (5)【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに償還時の元本超過額については、次の通り課税され

ます。

個人の受益者に対する課税

20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉分離課税されます。

法人の受益者に対する課税

20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。

ファンドはマル優制度の対象となっております。マル優制度利用の場合、ひとり元金350万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて、上記の税金はかかりません。ただし、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行えない場合があります。

マル優制度（少額貯蓄非課税制度）について

マル優制度（少額貯蓄非課税制度）は、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度のことです。

障害者等とは、遺族基礎年金を受けることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成20年11月28日現在  
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	159,880,921,820	65.97
コマーシャル・ペーパー	日本	2,997,723,211	1.24
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		79,482,197,389	32.79
純資産総額		242,360,842,420	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

平成20年11月28日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	第538回政府短期証券	国債証券		15,000,000,000	99.98	14,997,859,110 14,997,859,110	2008/12/08	6.19
日本	第540回政府短期証券	国債証券		15,000,000,000	99.97	14,996,124,840 14,996,124,840	2008/12/15	6.19
日本	第550回政府短期証券	国債証券		15,000,000,000	99.90	14,985,961,110 14,985,961,110	2009/02/16	6.18
日本	第545回政府短期証券	国債証券		15,000,000,000	99.89	14,984,636,580 14,984,636,580	2009/01/19	6.18
日本	第537回政府短期証券	国債証券		10,000,000,000	99.99	9,999,687,560 9,999,687,560	2008/12/01	4.13
日本	第541回政府短期証券	国債証券		10,000,000,000	99.96	9,996,223,560 9,996,223,560	2008/12/22	4.12
日本	第542回政府短期証券	国債証券		10,000,000,000	99.95	9,995,624,470 9,995,624,470	2008/12/25	4.12
日本	第543回政府短期証券	国債証券		10,000,000,000	99.92	9,992,417,920 9,992,417,920	2009/01/13	4.12
日本	第547回政府短期証券	国債証券		10,000,000,000	99.89	9,989,778,800 9,989,778,800	2009/01/26	4.12
日本	第549回政府短期証券	国債証券		10,000,000,000	99.89	9,989,578,500 9,989,578,500	2009/02/09	4.12
日本	第548回政府短期証券	国債証券		10,000,000,000	99.88	9,988,704,410 9,988,704,410	2009/02/02	4.12
日本	第553回政府短期証券	国債証券		10,000,000,000	99.88	9,988,648,240 9,988,648,240	2009/03/02	4.12
日本	第552回政府短期証券	国債証券		10,000,000,000	99.88	9,988,556,720 9,988,556,720	2009/02/23	4.12
日本	第554回政府短期証券	国債証券		10,000,000,000	99.87	9,987,120,000 9,987,120,000	2009/03/09	4.12
日本	三菱商事	コマーシャル・ペーパー		2,000,000,000		1,998,755,842 1,998,755,842	2008/12/02	0.82
日本	三菱商事	コマーシャル・ペーパー		1,000,000,000		998,967,369 998,967,369	2009/01/16	0.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成20年11月28日現在

種類/業種別	投資比率(%)
国債証券	65.97
コマーシャル・ペーパー	1.24
合計	67.21

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記特定期間末日および平成20年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
平成11年11月1日～平成12年4月27日 (平成12年4月27日)	36,569,820,891	10,000
平成12年4月28日～平成12年10月30日 (平成12年10月30日)	37,536,130,924	10,000
平成12年10月31日～平成13年4月26日 (平成13年4月26日)	80,299,066,764	10,000
平成13年4月27日～平成13年10月30日 (平成13年10月30日)	82,175,982,251	10,000
平成13年10月31日～平成14年4月30日 (平成14年4月30日)	94,623,608,965	10,000
平成14年5月1日～平成14年10月31日 (平成14年10月31日)	83,095,144,745	10,000
平成14年11月1日～平成15年4月30日 (平成15年4月30日)	89,520,726,286	10,000
平成15年5月1日～平成15年10月31日 (平成15年10月31日)	206,767,175,162	10,000
平成15年11月1日～平成16年4月30日 (平成16年4月30日)	262,404,145,075	10,000
平成16年5月1日～平成16年10月31日 (平成16年10月31日)	218,572,910,152	10,000
平成16年11月1日～平成17年4月30日 (平成17年4月30日)	256,639,641,800	10,000
平成17年5月1日～平成17年10月31日 (平成17年10月31日)	346,532,210,195	10,000
平成17年11月1日～平成18年4月30日 (平成18年4月30日)	411,668,674,944	10,000
平成18年5月1日～平成18年10月31日 (平成18年10月31日)	423,646,225,168	10,000
平成18年11月1日～平成19年4月30日 (平成19年4月30日)	436,014,444,191	10,000
平成19年5月1日～平成19年10月31日 (平成19年10月31日)	280,450,619,483	10,000
平成19年11月1日～平成20年4月30日 (平成20年4月30日)	250,629,788,799	10,000
平成20年5月1日～平成20年10月31日 (平成20年10月31日)	246,889,881,532	10,000
平成19年11月末日	274,450,145,939	10,000
12月末日	277,363,329,078	10,000
平成20年1月末日	267,830,128,260	10,000
2月末日	289,261,086,327	10,000
3月末日	245,292,794,908	10,000
4月末日	250,629,788,799	10,000
5月末日	262,261,209,437	10,000
6月末日	277,783,641,295	10,000
7月末日	264,756,351,804	10,000
8月末日	268,264,507,207	10,000
9月末日	254,836,662,487	10,000
10月末日	246,889,881,532	10,000
11月末日 (11月28日)	242,360,842,420	10,000



## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
平成11年11月 1日～平成12年 4月27日	2円41銭
平成12年 4月28日～平成12年10月30日	5円81銭
平成12年10月31日～平成13年 4月26日	13円44銭
平成13年 4月27日～平成13年10月30日	1円06銭
平成13年10月31日～平成14年 4月30日	0円38銭
平成14年 5月 1日～平成14年10月31日	0円13銭
平成14年11月 1日～平成15年 4月30日	0円13銭4厘
平成15年 5月 1日～平成15年10月31日	0円29銭4厘
平成15年11月 1日～平成16年 4月30日	0円27銭1厘
平成16年 5月 1日～平成16年10月31日	0円28銭3厘
平成16年11月 1日～平成17年 4月30日	0円08銭8厘
平成17年 5月 1日～平成17年10月31日	0円04銭6厘
平成17年11月 1日～平成18年 4月30日	0円33銭3厘
平成18年 5月 1日～平成18年10月31日	8円82銭7厘
平成18年11月 1日～平成19年 4月30日	16円81銭3厘
平成19年 5月 1日～平成19年10月31日	23円54銭9厘
平成19年11月 1日～平成20年 4月30日	22円64銭4厘
平成20年 5月 1日～平成20年10月31日	23円53銭

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
平成11年11月 1日～平成12年 4月27日	0.02
平成12年 4月28日～平成12年10月30日	0.05
平成12年10月31日～平成13年 4月26日	0.13
平成13年 4月27日～平成13年10月30日	0.01
平成13年10月31日～平成14年 4月30日	0.00
平成14年 5月 1日～平成14年10月31日	0.00
平成14年11月 1日～平成15年 4月30日	0.00
平成15年 5月 1日～平成15年10月31日	0.00
平成15年11月 1日～平成16年 4月30日	0.00
平成16年 5月 1日～平成16年10月31日	0.00
平成16年11月 1日～平成17年 4月30日	0.00
平成17年 5月 1日～平成17年10月31日	0.00
平成17年11月 1日～平成18年 4月30日	0.00
平成18年 5月 1日～平成18年10月31日	0.08
平成18年11月 1日～平成19年 4月30日	0.16
平成19年 5月 1日～平成19年10月31日	0.23
平成19年11月 1日～平成20年 4月30日	0.22
平成20年 5月 1日～平成20年10月31日	0.23

（注）「収益率」とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成11年11月1日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成13年4月2日	名称を「パートナーズMRF（マネー・リザーブ・ファンド）」から「UFJパートナーズMRF（マネー・リザーブ・ファンド）」に変更
平成17年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズMRF（マネー・リザーブ・ファンド）」から「三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」に変更

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	販売会社が定める単位 変額年金、変額保険の特別勘定による取得申込みについては、1円以上1円単位
申込価額	取得日の前日の基準価額 < 取得日 > 1. 販売会社が、午後3時30分以前の販売会社が指定する時刻以前に申込代金を受領した場合は、申込受付日が取得日となります。 2. 販売会社が、午後3時30分以前の販売会社が指定する時刻を過ぎて申込代金を受領した場合は、申込受付日の翌営業日が取得日となります。 詳しくは販売会社にてご確認ください。
申込価額の算出頻度	原則として、毎日計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。 マル優制度（少額貯蓄非課税制度）を利用する場合、取得申込者はマル優の適格者である旨を確認できる公的書類を持参のうえ、「非課税貯蓄申込書」、「非課税貯蓄申告書」を提出するものとします。ただし、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行えない場合があります。

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。</li> <li>・販売会社は、午後3時30分以前の販売会社が指定する時刻以前に申込代金を受領しようとする場合において、前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得申込みを受け付けません。</li> <li>・販売会社が、午後3時30分以前の販売会社が指定する時刻を過ぎて申込代金を受領した場合において、翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、原則として、それ以降最初に取得に係る基準価額が1口当たり1円となった日の基準価額による取得申込みとみなします。</li> <li>・当月の最終営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときの分配金再投資に係る取得申込みは、原則として、それ以降最初に取得に係る基準価額が1口当たり1円となった日の基準価額による取得申込みとみなします。</li> </ul>
-----	--

## 2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額 ただし、販売会社が受益者からの解約請求を正午以前に受け付けた場合で、当該受益者が解約代金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合における解約価額は、当該解約請求受付日の前日の基準価額とします。
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、毎日計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00)
支払開始日	原則として解約請求受付日の翌営業日から販売会社において支払います。 ただし、販売会社が受益者からの解約請求を正午以前に受け付けた場合で、当該受益者が解約代金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合は、解約請求受付日に販売会社において支払います。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求で、かつ解約請求受付日に解約代金の支払いを受けることを希望しない場合の請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、販売会社が、解約請求受付日に解約代金の支払いを受けることを希望しない場合の解約請求を受け付けたものとして扱います。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

## 第3【管理及び運営】

## 1【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(主な評価方法)</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。ただし、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、買付約定日から受渡日の前日までの間は取得価額で評価し、当該受渡日から償還日の前日までの間は、取得価額と償還価額の差額を日割計算し日々計上することにより評価します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、毎日計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a></p>

## (2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

## (3)【信託期間】

信託期間	<p>平成11年11月1日から無期限</p> <p>ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。</p>
------	--

## (4)【計算期間】

計算期間	信託期間中の各1日
------	-----------

## (5)【その他】

ファンドの償還条件等	<p>委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合</li> <li>・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> <p>このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。</p> <p>委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p>
信託約款の変更	<p>委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。</p>

ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	投資信託及び投資法人に関する法律により、当ファンドの運用報告書の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として、課税後、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめて、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、累積投資契約を解除するときあるいは償還時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。
--------------	---

償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li><li>・ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li><li>・ 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li></ul>
換金(解約)請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li></ul> (「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

#### 第4【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年11月1日から平成20年4月30日まで）および当特定期間（平成20年5月1日から平成20年10月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

三菱UFJ MRF(マネー・リザーブ・ファンド)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [平成20年4月30日現在]	当期 [平成20年10月31日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	644,445	744,362
コール・ローン	75,742,000,000	86,036,000,000
国債証券	144,917,020,120	159,868,037,650
コマーシャル・ペーパー	9,998,172,384	5,996,939,030
現先取引勘定	9,986,870,000	4,976,750,000
未収利息	1,270,825	1,243,321
その他未収収益	172,387	-
差入保証金	9,987,550,000	-
流動資産合計	250,633,700,161	256,879,714,363
資産合計	250,633,700,161	256,879,714,363
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	9,985,960,000
未払収益分配金	3,283,250	3,209,568
未払受託者報酬	52,043	55,314
未払委託者報酬	569,738	604,408
その他未払費用	6,331	3,541
流動負債合計	3,911,362	9,989,832,831
負債合計	3,911,362	9,989,832,831
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	250,629,786,624	246,889,878,473
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	2,175	3,059
元本等合計	250,629,788,799	246,889,881,532
純資産合計	250,629,788,799	246,889,881,532
負債純資産合計	250,633,700,161	256,879,714,363



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成19年11月1日 至平成20年4月30日	当期 自平成20年5月1日 至平成20年10月31日
営業収益		
受取利息	311,629,650	294,644,241
有価証券売買等損益	399,005,195	446,362,530
その他収益	14,876,444	14,541,846
営業収益合計	725,511,289	755,548,617
営業費用		
受託者報酬	10,045,383	10,436,275
委託者報酬	110,160,657	114,650,368
その他費用	961,515	956,226
営業費用合計	121,167,555	126,042,869
営業利益	604,343,734	629,505,748
経常利益	604,343,734	629,505,748
当期純利益	604,343,734	629,505,748
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金( )	25,395	2,175
分配金	1 604,366,954	1 629,504,864
期末剰余金又は期末欠損金( )	2,175	3,059

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自平成19年11月1日 至平成20年4月30日)	当期 (自平成20年5月1日 至平成20年10月31日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成20年4月30日現在]	当期 [平成20年10月31日現在]
1 期首元本額	280,450,594,088円	250,629,786,624円
期中追加設定元本額	704,235,046,025円	726,647,841,893円
期中一部解約元本額	734,055,853,489円	730,387,750,044円
2 借入有価証券 現金担保付債券貸借取引により、自由処分権を有する有価証券の借入を以下の通り行っております。 国債証券	9,987,550,000円	
3 特定期間末日における受益権の総数	250,629,786,624口	246,889,878,473口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期（自平成19年11月1日 至 平成20年4月30日）

## 1 分配金の計算過程

日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。  
なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は604,369,129円、分配金額の合計額は604,366,954円であります。

当期（自平成20年5月1日 至 平成20年10月31日）

## 1 分配金の計算過程

日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。  
なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は629,507,923円、分配金額の合計額は629,504,864円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [平成20年4月30日現在]		当期 [平成20年10月31日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	144,917,020,120	2,287,280	159,868,037,650	2,499,150
コマーシャル・ペーパー	9,998,172,384		5,996,939,030	
合計	154,915,192,504	2,287,280	165,864,976,680	2,499,150

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

## 1 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

## 2 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第531回政府短期証券	10,000,000,000	9,999,521,050	
	第533回政府短期証券	15,000,000,000	14,997,873,810	
	第535回政府短期証券	10,000,000,000	9,997,475,000	
	第536回政府短期証券	10,000,000,000	9,996,220,000	
	第537回政府短期証券	10,000,000,000	9,995,318,440	
	第538回政府短期証券	15,000,000,000	14,991,199,170	
	第540回政府短期証券	15,000,000,000	14,989,344,360	
	第541回政府短期証券	10,000,000,000	9,991,626,800	
	第542回政府短期証券	10,000,000,000	9,990,912,910	
	第543回政府短期証券	10,000,000,000	9,987,700,480	
	第545回政府短期証券	15,000,000,000	14,976,202,140	
	第547回政府短期証券	10,000,000,000	9,984,844,640	
	第548回政府短期証券	10,000,000,000	9,983,838,850	
	第549回政府短期証券	10,000,000,000	9,985,960,000	
	国債証券 小計	160,000,000,000	159,868,037,650	
コマーシャル・ ペーパー	シャープ	1,000,000,000	999,475,080	
	三菱商事	2,000,000,000	1,998,794,721	
	三菱商事	3,000,000,000	2,998,669,229	
	コマーシャル・ペーパー 小計	6,000,000,000	5,996,939,030	
	合計	166,000,000,000	165,864,976,680	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】  
【純資産額計算書】

平成20年11月28日現在

(単位：円)

資産総額	252,351,357,296
負債総額	9,990,514,876
純資産総額( - )	242,360,842,420
発行済口数	242,360,839,104 口
1口当たり純資産価額( / )	1.0000 ( 1万口当たり 10,000 )

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
平成11年11月 1日～平成12年 4月27日	63,787,808,593	27,218,010,924	36,569,797,669
平成12年 4月28日～平成12年10月30日	335,741,899,217	334,775,566,479	37,536,130,407
平成12年10月31日～平成13年 4月26日	411,689,498,772	368,926,608,707	80,299,020,472
平成13年 4月27日～平成13年10月30日	495,756,477,751	493,879,575,610	82,175,922,613
平成13年10月31日～平成14年 4月30日	515,532,962,435	503,085,332,478	94,623,552,570
平成14年 5月 1日～平成14年10月31日	444,620,484,027	456,148,904,748	83,095,131,849
平成14年11月 1日～平成15年 4月30日	473,518,279,440	467,092,686,220	89,520,725,069
平成15年 5月 1日～平成15年10月31日	963,263,407,729	846,016,970,244	206,767,162,554
平成15年11月 1日～平成16年 4月30日	1,136,428,241,955	1,080,791,279,171	262,404,125,338
平成16年 5月 1日～平成16年10月31日	1,037,595,378,151	1,081,426,609,195	218,572,894,294
平成16年11月 1日～平成17年 4月30日	1,292,231,378,841	1,254,164,648,355	256,639,624,780
平成17年 5月 1日～平成17年10月31日	1,661,186,816,773	1,571,294,263,722	346,532,177,831
平成17年11月 1日～平成18年 4月30日	2,877,940,621,899	2,812,804,158,112	411,668,641,618
平成18年 5月 1日～平成18年10月31日	1,978,095,709,293	1,966,118,132,812	423,646,218,099
平成18年11月 1日～平成19年 4月30日	2,161,648,611,584	2,149,280,407,110	436,014,422,573
平成19年 5月 1日～平成19年10月31日	1,079,926,551,692	1,235,490,380,177	280,450,594,088
平成19年11月 1日～平成20年 4月30日	704,235,046,025	734,055,853,489	250,629,786,624
平成20年 5月 1日～平成20年10月31日	726,647,841,893	730,387,750,044	246,889,878,473

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

平成20年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成20年11月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。  
平成20年11月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	332	4,743,907
追加型公社債投資信託	18	447,254
単位型株式投資信託	9	83,341
単位型公社債投資信託	6	72,899
合計	365	5,347,402

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### （１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）」に基づき作成されており、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

なお、第22期事業年度の財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しており、第23期事業年度以降の財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### （２）監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表について、並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表及び第24期事業年度に係る中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる監査並びに中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第22期 (平成19年3月31日現在)		第23期 (平成20年3月31日現在)	
		金 額 (千円)	構成比(%) )	金 額 (千円)	構成比(%) )
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	2	25,044,571		13,048,512	
有価証券	2	-		7,000,000	
支払委託金					
収益分配金		17,420		-	
償還金		69		-	
前払費用		138,695		176,784	
未収入金		-		754,110	
未収委託者報酬		6,408,326		5,719,241	
未収収益	2	14,223		9,851	
繰延税金資産		607,504		470,611	
金銭の信託	2	1,000,000		1,000,000	
その他		3,914		2,358	
流動資産 計			33,234,722		28,181,470
				66.7	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	414,150		378,922	
器具備品	1	172,050		165,354	
土地		1,205,032		1,205,031	
			1,791,232		1,749,308
				3.6	
無形固定資産					
電話加入権		15,873		15,822	
ソフトウェア		485,390		833,346	
その他		19,575		200	
			520,838		849,369
				1.0	
投資その他の資産					
長期性預金	2	3,000,000		-	
投資有価証券		10,112,298		15,643,182	
関係会社株式		321,212		481,812	
長期差入保証金	2	796,527		844,628	
長期前払費用		61,765		44,419	
繰延税金資産		-		437,600	
その他		20,485		20,485	
			14,312,287		17,472,127
				28.7	
固定資産 計			16,624,357		20,070,805
				33.3	
資産合計			49,859,079		48,252,276
				100.0	



区 分	注記 番号	第22期 (平成19年3月31日現在)		第23期 (平成20年3月31日現在)	
		金 額 (千円)	構成比(%) )	金 額 (千円)	構成比(%) )
(負債の部)					
流動負債					
預り金		237,974		123,164	
未払金					
未払収益分配金		111,886		259,035	
未払償還金		2,489,887		2,234,769	
未払手数料	2	2,690,638		2,414,475	
その他未払金		338,996		122,624	
未払費用	2	1,815,388		1,190,361	
未払消費税等		369,645		150,778	
未払法人税等		5,516,634		3,063,071	
仮受金		-		9	
賞与引当金		388,200		473,000	
流動負債計			13,959,248		10,031,290
					28.0
固定負債					
長期未払金		88,923		40,175	
退職給付引当金		16,227		13,752	
役員退職慰労引当金		92,309		80,428	
繰延税金負債		392,835		-	
固定負債計			590,294		134,355
					0.3
負債合計			14,549,542		10,165,645
					29.2
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,000,132		2,000,131
資本剰余金					
資本準備金		222,096		222,096	
資本剰余金合計			222,096		222,096
					0.4
利益剰余金					
利益準備金		342,590		342,589	
その他利益剰余金					
別途積立金		6,998,000		6,998,000	
繰越利益剰余金		23,917,281		28,643,217	
利益剰余金合計			31,257,870		35,983,807
					74.6
株主資本合計			33,480,098		38,206,035
					67.1
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			1,829,439		119,404
					3.7
純資産合計			35,309,537		38,086,630
					70.8
負債純資産合計			49,859,079		48,252,276
					100.0

## (2)【損益計算書】

		第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
区 分	注記 番号	金 額 (千円)	百分比(%)	金 額 (千円)	百分比(%)
営業収益					
委託者報酬		52,045,703		53,528,583	
その他営業収益					
投資顧問料		19,999		17,390	
その他		18,783		9,522	
		52,084,485	100.0	53,555,496	100.0
営業費用					
支払手数料	3	22,786,893		23,552,779	
広告宣伝費		995,900		1,256,792	
公告費		19,133		4,837	
受益証券発行費		59,791		-	
調査費					
調査費		565,864		708,443	
委託調査費		5,266,273		5,547,898	
事務委託費		202,957		248,027	
営業雑経費					
通信費		126,621		119,248	
印刷費		689,183		675,259	
協会費		34,260		43,595	
諸会費		10,781		6,863	
事務機器関連費		696,050		858,095	
		31,453,706	60.4	33,021,841	61.6
一般管理費					
給料					
役員報酬	1	196,664		176,700	
給料・手当		2,707,050		3,069,369	
賞与引当金繰入		388,200		473,000	
福利厚生費		344,539		383,722	
交際費		20,835		20,733	
旅費交通費		109,055		130,178	
租税公課		127,679		129,920	
不動産賃借料		532,938		666,879	
退職給付費用		97,607		116,927	
役員退職慰労引当金繰入		14,822		17,691	
固定資産減価償却費		219,268		289,851	
諸経費		316,957		348,524	
		5,075,614	9.7	5,823,499	10.9
営業利益		15,555,165	29.9	14,710,155	27.5

		第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業外収益							
受取配当金		163,342			125,221		
有価証券利息	3	-			44,838		
受取利息	3	20,993			41,460		
有価証券償還益		48,977			-		
収益分配金等時効 完成分		177,864			227,953		
その他		9,630	420,806	0.8	5,113	444,587	0.8
営業外費用							
収益分配金等時効 完成分支払額		58,171			46,433		
事務過誤費		62,147			9,859		
その他		8,171	128,489	0.3	1,969	58,263	0.1
経常利益			15,847,482	30.4		15,096,480	28.2
特別利益							
投資有価証券売却益		14,549			1,279,301		
ゴルフ会員権売却益		7,062			-		
退職金制度移行終了益		225,525	247,136	0.5	-	1,279,301	2.4
特別損失							
投資有価証券売却損		2,089			429,258		
固定資産除却損	2	24,698			2,713		
投資有価証券清算損		-			21,312		
移転関連費用		67,801			13,467		
造作変更費用		-	94,588	0.2	3,330	470,081	0.9
税引前当期純利益			16,000,030	30.7		15,905,700	29.7
法人税、住民税及び 事業税		6,555,200			6,282,766		
法人税等調整額		40,849	6,596,049	12.6	181,272	6,464,038	12.1
当期純利益			9,403,981	18.1		9,441,661	17.6

## (3)【株主資本等変動計算書】

第22期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価 差額金	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金	繰越利益 剰余金				
				別途 積立金						
前事業年度末 残高	2,000,132	222,095	222,095	342,590	6,998,000	14,513,299	21,853,889	24,075,117	2,451,933	26,538,050
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当										
当期純利益						9,403,981	9,403,981	9,403,981		9,403,981
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 632,495	△ 632,495
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	9,403,981	9,403,981	9,403,981	△ 632,495	8,771,487
当事業年度末 残高	2,000,132	222,095	222,095	342,590	6,998,000	23,917,281	31,257,870	33,480,098	1,829,439	35,309,537

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価 差額金	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金	繰越利益 剰余金				
				別途 積立金						
前事業年度末 残高	2,000,131	222,095	222,095	342,589	6,998,000	23,917,280	31,257,870	33,480,097	1,829,438	35,309,536
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,715,724	△ 4,715,724	△ 4,715,724		△ 4,715,724
当期純利益						9,441,651	9,441,651	9,441,651		9,441,651
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 1,948,843	△ 1,948,843
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	4,725,937	4,725,937	4,725,937	△ 1,948,843	2,777,093
当事業年度末 残高	2,000,131	222,095	222,095	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630

## 重要な会計方針

項目	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同左
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産  (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア  それ以外の無形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物 38年であります。  社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。  定額法を採用しております。	同左  (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。  同左
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左

項目	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
4.引当金の計上基準		
(1)貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。当期においては、貸倒実績がないことにより、貸倒引当金の計上は行っておりません。	
(2)賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同左
(3)退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同左
	(追加情報) 当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成18年6月1日に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴う当事業年度の損益に与える影響額は225,525千円（特別利益）であります。	
(4)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同左
5.消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同左

## 会計方針の変更

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）」を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は35,309,537千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	

## 表示方法の変更

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「事務過誤費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前事業年度における「事務過誤費」の金額は、1,882千円であります。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金(当事業年度末7,000,000千円)は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日)及び「金融商品会計に関するQ &amp; A」(会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日)が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。</p>
--	---

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

項目	第22期 (平成19年3月31日現在)		第23期 (平成20年3月31日現在)	
	1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 37,247千円	器具備品 51,780千円	建物 78,764千円
2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。		区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。	
	預金 21,883,195千円		預金 9,365,450千円	
	未収収益 12,839千円		有価証券 7,000,000千円	
	金銭の信託 1,000,000千円		未収収益 5,253千円	
	長期性預金 3,000,000千円		金銭の信託 1,000,000千円	
	長期差入保証金 789,319千円		長期差入保証金 837,940千円	
	未払手数料 1,702,005千円		未払手数料 1,365,738千円	
	未払費用 220,217千円		未払費用 259,919千円	

## （損益計算書関係）

項目	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
	1.役員報酬の限度額	取締役 年額 300,000千円以内	監査役 年額 40,000千円以内	-
2.固定資産除却損の内訳	建物 4,563千円	器具備品 11,509千円	器具備品 2,713千円	
	ソフトウェア 8,626千円			
3.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。		区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。	
	支払手数料 15,770,594千円		支払手数料 15,834,106千円	
			有価証券利息 32,637千円	
			受取利息 38,093千円	

## （株主資本等変動計算書関係）

## 第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

## 1.前事業年度末及び当事業年度末における発行済株式の総数

普通株式 124,098株

## 2.配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,715,724千円

1株当たり配当額 38,000円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月29日

## 第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,715,724千円

1株当たり配当額 38,000円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月29日

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,728,133千円



配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	38,100円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年7月1日

(有価証券関係)

第22期(平成19年3月31日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	29,273	1,881,000	1,851,727
	債券			
	その他	2,067,990	2,794,799	726,809
	小計	2,097,263	4,675,799	2,578,536
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等			
	債券			
	その他	4,774,995	4,733,222	41,773
	小計	4,774,995	4,733,222	41,773
合計		6,872,258	9,409,021	2,536,763

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
1,820,917	14,549	2,089

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	703,277 千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	321,212 千円

## 4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	-	1,119,513	-	-
合計	-	1,119,513	-	-

第23期(平成20年3月31日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等			
	債券 その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等			
	債券 その他	10,833,157	10,193,313	639,843
	小計	10,833,157	10,193,313	639,843
	合計	12,616,389	12,277,145	339,243

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
7,602,413	1,279,301	429,258

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

## 4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	-	782,596	-	-
合計	-	782,596	-	-

## (デリバティブ取引関係)

第22期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

## 2.退職給付債務に関する事項 (単位:千円)

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	947,118	858,846
(2) 年金資産	<u>974,982</u>	<u>727,035</u>
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	27,864	131,810
(4) 未認識数理計算上の差異	<u>17,262</u>	<u>162,154</u>
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	45,125	30,344
(6) 前払年金費用	<u>61,352</u>	<u>44,096</u>
(7) 退職給付引当金 (5)-(6)	<u>16,227</u>	<u>13,752</u>

## 3.退職給付費用に関する事項 (単位:千円)

	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(1) 勤務費用	18,136	22,905
(2) 利息費用	16,703	13,963
(3) 期待運用収益	15,044	14,624
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>20,893</u>	<u>17,916</u>
(5) 退職給付費用	<u>40,688</u>	<u>40,160</u>
(6) 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	225,525	
(7) その他	<u>56,919</u>	<u>76,767</u>
(8) 合計	<u>127,918</u>	<u>116,927</u>

(注) 銀行OBの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。  
「(7) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
(1) 割引率	1.5%	同左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数(8年)による定 額法により、翌事業年度より 費用処理しております。	同左

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	722,140	700,082
有価証券評価損	281,113	252,334
ゴルフ会員権評価損	40,923	40,922
未払事業税	407,375	232,055
賞与引当金	157,959	192,463
役員退職慰労引当金	37,560	32,726
退職給付引当金	6,603	5,595
退職一時金未払	54,274	32,694
減価償却超過額	8,957	5,615
委託者報酬	68,152	89,452
その他有価証券評価差額金	-	138,038
その他	26,000	31,340
繰延税金資産 小計	1,811,056	1,753,321
評価性引当額	696,607	827,166
繰延税金資産 合計	1,114,449	926,154
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	874,816	-
前払年金費用	24,964	17,942
繰延税金負債合計	899,780	17,942
繰延税金資産(負債)の純額	214,669	908,211

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

## (関連当事者との取引)

第22期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,292,704 千円	未払手数料	464,227 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	382,964 千円	長期差入保証金	789,319 千円
							同上	事務所賃借料の支払	526,829 千円		
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,477,890 千円	未払手数料	1,237,778 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	7,000,000 千円	譲渡性預金	7,000,000 千円
							同上	定期預金の預入	3,000,000 千円	定期預金	3,000,000 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

## 2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業			当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,857,126 千円	未払手数料	513,498 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

## 第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050 千円	未払手数料	357,804 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							同上	事務所賃借料	643,380 千円		
							投資の助言	投資助言料	365,963 千円	未払費用	198,106 千円
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055 千円	未払手数料	1,007,933 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000 千円	有価証券	7,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637 千円	未収利息	5,253 千円
								株式の売却	1,296,000 千円		
								株式の売却	197,568 千円		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業			当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534 千円	未払手数料	643,244 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (1株当たり情報)

項目	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	284,529円46銭	306,907円68銭
1株当たり当期純利益	75,778円67銭	76,082円29銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,403,981	9,441,661
普通株式に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,403,981	9,441,661
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金額(千円)		構成比(%)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		12,419,154		
有価証券		7,000,000		
前払金		1,204		
前払費用		168,278		
未収入金		37,320		
未収委託者報酬		5,326,902		
未収収益		9,096		
繰延税金資産		445,672		
金銭の信託		1,000,000		
その他		4,911		
流動資産 計			26,412,540	57.8
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	367,242		
器具備品	1	157,065		
土地		1,205,031		
		1,729,339		3.8
無形固定資産				
電話加入権		15,822		
ソフトウェア		790,848		
その他		178		
		806,849		1.8
投資その他の資産				
長期性預金		1,000,000		
投資有価証券		13,868,086		
関係会社株式		481,812		
長期差入保証金		844,628		
長期前払費用		24,395		
繰延税金資産		476,578		
その他		20,485		
		16,715,986		36.6
固定資産 計			19,252,174	42.2
資産合計			45,664,714	100.0



		当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金額(千円)		構成比(%)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		147,659		
未払金				
未払収益分配金		256,063		
未払償還金		2,138,229		
未払手数料		2,244,639		
その他未払金		102,107		
未払費用		1,096,094		
未払消費税等	2	134,849		
未払法人税等		2,740,931		
賞与引当金		472,800		
流動負債 計			9,333,375	20.4
固定負債				
退職給付引当金		15,194		
役員退職慰労引当金		61,097		
固定負債 計			76,291	0.2
負債合計			9,409,667	20.6
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			2,000,131	4.4
資本剰余金				
資本準備金		222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5
利益剰余金				
利益準備金		342,589		
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		
繰越利益剰余金		27,067,047		
利益剰余金合計			34,407,637	75.3
株主資本合計			36,629,865	80.2
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			374,817	0.8
評価・換算差額等合計			374,817	0.8
純資産合計			36,255,047	79.4
負債純資産合計			45,664,714	100.0

## (2)中間損益計算書

		当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比 (%)
営業収益				
委託者報酬		24,745,007		
その他営業収益				
投資顧問料		5,045		
その他		4,674	24,754,727	100.0
営業費用				
支払手数料		10,863,199		
広告宣伝費		529,331		
公告費		2,014		
調査費				
調査費		377,971		
委託調査費		2,612,896		
事務委託費		109,983		
営業雑経費				
通信費		55,041		
印刷費		328,320		
協会費		22,094		
諸会費		2,451		
事務機器関連費		413,134	15,316,439	61.9
一般管理費				
給料				
役員報酬		85,740		
給料・手当		1,356,719		
賞与引当金繰入		472,800		
福利厚生費		213,444		
交際費		11,572		
旅費交通費		61,453		
租税公課		67,179		
不動産賃借料		328,936		
退職給付費用		75,222		
役員退職慰労引当金繰入		9,760		
固定資産減価償却費	1	165,749		
諸経費		165,824	3,014,402	12.2
営業利益			6,423,885	25.9

		当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比 (%)
営業外収益				
受取配当金		185,609		
有価証券利息		27,379		
受取利息		10,774		
収益分配金等時効完成分		68,788		
その他		3,204	295,755	1.2
営業外費用				
収益分配金等時効完成分支払額		19,436		
投資有価証券償還損		7,001		
その他		1,675	28,113	0.1
経常利益			6,691,528	27.0
特別利益				
投資有価証券売却益			15,399	0.1
特別損失				
投資有価証券売却損		14,718		
投資有価証券評価損		766,565		
固定資産除却損		14		
過年度投資助言料		3,805	785,104	3.2
税引前中間純利益			5,921,822	23.9
法人税、住民税及び事業税		2,783,898		
法人税等調整額		14,039	2,769,858	11.2
中間純利益			3,151,963	12.7

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	評価・換算 差額等	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金						
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
前期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630	
当中間会計期間中の 変動額											
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133			△ 4,728,133
中間純利益						3,151,963	3,151,963	3,151,963			3,151,963
株主資本以外の項目 の当中間会計期間中 の変動額(純額)									△ 255,412		△ 255,412
当中間会計期間中の 変動額合計						△ 1,576,170	△ 1,576,170	△ 1,576,170	△ 255,412		△ 1,831,582
当中間会計期間残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,067,047	34,407,637	36,629,865	△ 374,817		36,255,047

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(有価証券) 子会社株式: 移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券: 時価のあるものは中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。時価のないものは移動平均法に よる原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1)有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。
(2)無形固定資産 自社利用のソフトウェア それ以外の無形固定資産	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(2)退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ き、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法 により、翌事業年度より費用処理することとしております。
(3)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処 理しております。
5. その他中間財務諸表作成の ための基本となる重要な事項	(消費税等の会計処理) 税抜方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
※1.有形固定資産の 減価償却累計額	建物 97,340 千円 器具備品 109,801 千円
※2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺 のうえ、「未払消費税等」に含めて表示して おります。

## （中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1.減価償却実施額	有形固定資産 40,692 千円 無形固定資産 125,056 千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

## 2. 配当に関する事項

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	4,728,133千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	38,100円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年7月 1日

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式等	—	—	—
債券	—	—	—
その他	11,143,217	10,497,066	△ 646,151
合計	11,143,217	10,497,066	△ 646,151

## 2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,012,322千円
キャッシュファンド	1,007,421千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	292,148円52銭
1株当たり中間純利益金額	25,398円99銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
中間純利益 (千円)	3,151,963
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	3,151,963
期中平均株式数 (株)	124,098

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成20年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年3月末現在)	事業の内容
今村証券株式会社	500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
常陽証券株式会社	3,000百万円 (平成20年5月12日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
트레이ダーズ証券株式会社	2,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ証券株式会社	65,518百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成20年11月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。



### 第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成20年5月12日 臨時報告書

平成20年7月29日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成20年8月11日 臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

平成20年12月10日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成20年5月1日から平成20年10月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成20年10月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月29日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

三菱UFJ投信株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成19年11月1日から平成20年4月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成20年4月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。